

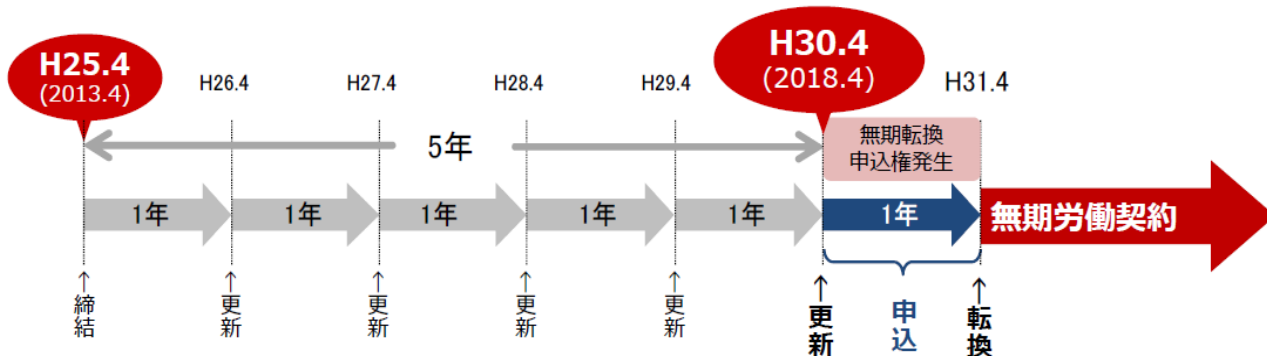
「無期転換ルール」の準備お急ぎください！

平成25年4月の法改正により導入された「無期転換ルール」。
この制度の対象者は平成30年4月1日から登場します。
「第二種計画」等、会社の準備はお済みでしょうか？

無期転換ルールとは

「無期転換ルール」とは、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたとき、労働者の申し込みにより期間の定めがない「無期労働契約」に転換できるルールです。

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



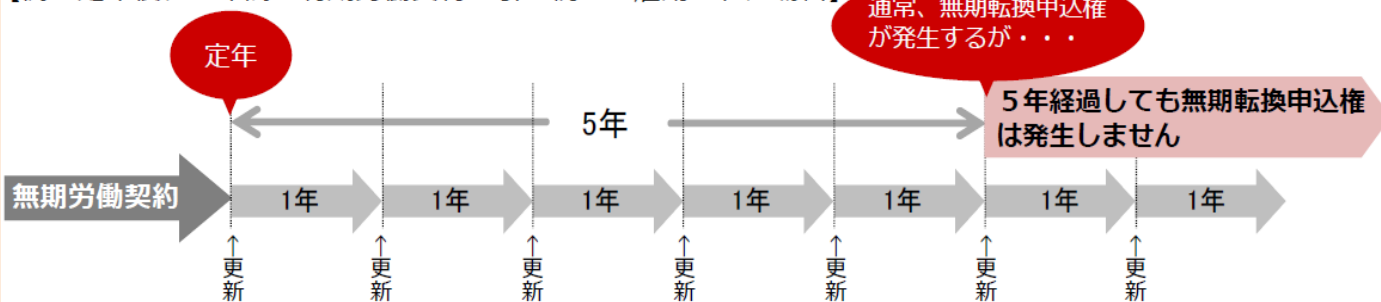
対象となる労働者

有期労働契約が同一の会社で5年を超える全ての方。
※契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

第二種計画について

定年後に有期契約で継続雇用される高齢者についての特例措置のことで、「第二種計画認定」を受けることにより、対象労働者は無期転換ルールの対象外となります。

【例：定年後、1年間の有期労働契約で引き続いて雇用された場合】



対象となる労働者

定年後、同一事業主に引続き雇用される有期雇用労働者。
※想定イメージとしては、正社員が定年以降1年ごとの契約更新で再雇用されるケース

労働局の申請が急増しており、3月中の認定には遅くとも1月中の申請が必要です。

無期転換のご相談については、
裏面をご覧ください

期間契約労働者の「無期転換ルール」 確認チェックポイント

- 就業規則の定年箇所（定年以降、1年ごとの契約更新になっている）
- 高齢者の雇用状況（定年年齢を超える高齢者が「無期転換」となれば、「定年の無い労働者」に！）
- 第二種計画申請
申請が全国的に増加中。1月中に申請を行わないと、3月末日までの認定に間に合わない事態も。
- 「第二定年」の導入（定年後の無期転換者に対しては、第二定年の検討が必要に）
- キャリアアップ助成金の検討
有期契約社員の無期転換や正社員登用など、非正規従業員の処遇改善を推進する企業について、「キャリアアップ助成金」の対象となることがあります。（対象：有期雇用期間が4年未満の者）
無期転換への対応には「正社員化コース」の活用をお勧めします。
 - ◎中小企業の助成額 ※<>は生産性向上加算
 1. 有期→正規に：1人当たり57万円<72万円>
 2. 有期→無期に：1人当たり28万5,000円<36万円>
 - ◎キャリアアップ助成金の活用には、事前計画の届け出や就業規則の改定等の準備が必要です。

このように社内制度の見直しが必要なケースがございます。
無期転換ルールについて、自社ではどのような対応が必要か？
当事務所で無料相談を実施いたします！！

無料相談をご希望の方は下記の申込用紙をご記入の上、当事務所までFAXをお送りください。

無期転換 無料相談 申込用紙

希望日時	第一希望日： 月 日 時～時～	第二希望日： 月 日 時～時～
希望場所	<input type="checkbox"/> 神戸事務所 <input type="checkbox"/> 姫路事務所 <input type="checkbox"/> 貴社（遠方の場合は交通費を頂くことがあります。）	
会社名	所在地	〒
TEL:	FAX:	メール:
ご参加者	①御役職・御芳名	従業員数:

お申込みFAX : 0120-38-3399

お申し込み後3日以内に受付票をFAXにてお届けいたします。（受付票は TEL希望 メール希望）
もし受付票が届かない場合は、お手数ですが弊事務所までご連絡お願いいたします。（TEL:0120-66-8050）



社会保険労務士法人
庄司茂事務所

神戸事務所 〒650-0004
神戸市中央区中山手通5-1-1 神戸山手大木ビル6F
TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035
姫路事務所 〒670-0955
姫路市安田4丁目36番地 マサミビル3F
TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040